

平成 27 年分 所得税の確定申告

平成 27 年中の収入などを**税務署**へ申告するものです

※当日の混雑状況によっては、早めに受付を終了する場合があります。ご了承ください。
問合せ 青梅税務署 ☎ 0428-22-3185 (代表)

○ 所得税および復興特別所得税の確定申告書の提出と納税は、2月16日(火)～3月15日(火)です。

○ 作成済みの還付申告書は、すでに受け付けています。

※ 還付申告：給与所得者や年金所得者などで源泉徴収税額があり、医療費控除などを申告することで所得税が還付となる申告を個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書の提出と納税は、3月31日(木)までです。

○ 贈与税の申告書の提出と納税は、2月1日(月)～3月15日(火)です。

青梅税務署での受付・相談

開設期間 2月8日(月)～3月31日(木) (土・日曜日、祝日を除く)

※ 納期限の3月15日(火)までに申告・納付がない場合、延滞税がかかる場合があります。

相談時間 午前9時～午後5時

相談会場 青梅税務署

日曜日の受付・相談

青梅税務署では受け付けません。2月21日(日)・28日(日)に限り、立川税務署で日曜日の受付・相談を行います。当日は、大変混雑することが予想されます。あらかじめご了承ください。

※ 日曜日は、電話による相談や、国税の領収は行いません。納付に際しては、振替納税制度を利用するか、近くの金融機関で必ず納期限までに納付してください。

■ 日程表 (市役所での受付日時)

月	受付日 (土・日曜日、祝日を除く)	受付時間	税務署員	税理士会	市職員	混雑予想	申告書作成方法
2月	8日(月)～10日(水) (税務署職員などによる出張相談)	午前9時30分～11時、午後1時～3時	○	○		大変混雑します	手書き
	12日(金)・15日(月)～19日(金)・22日(月)・23日(火) (税理士による無料申告相談)	午前9時～11時、午後1時～3時30分		○	○	大変混雑します	手書き パソコン(*)
	24日(水)～26日(金)・29日(月)			○		比較的 空いています	パソコン(*)
3月	1日(火)～4日(金)・7日(月)～11日(金)・14日(月)・15日(火)				○	3月7日(月)以降混雑します	パソコン(*)

※混雑予想は過去の実績に基づくものです。
※当日の混雑状況によっては、早めに受付を終了する場合があります。
(*) パソコンでの申告書作成は、市職員が情報を入力して作成します。

税務署で確定申告書を作成する方へ
税務署へ来署して確定申告書を作成する方には、画面の案内に従って入力するだけで自動計算される、パソコンの利用が便利です。税務署のパソコンで作成した確定申告書はその場から電子送信することができます。

市役所での受付・相談
相談日により、受付できる申告内容が異なります。次の表で確認してください。

会場 市役所4階大会議室

■ 申告・相談の受付内容、受付期間

申告の内容	市役所			青梅税務署
	税務署職員出張相談	税理士会無料申告相談	市職員申告相談	
年金・給与所得の申告	○	○	○	○
作成済み申告書の提出			○(*)	○
営業・農業などの事業所得の申告	○	○		○
不動産所得の申告	○	○		○
青色申告	○	○		○
損失申告	○			○
住宅借入金等特別控除(所得税)の申告	○			○
土地・家屋・株式などの譲渡所得の申告	市役所では受付していません。			○
過年分(平成26年以前分)の確定申告	青梅税務署で相談してください。			○

※いずれも、土・日曜日、祝日を除く。
(*) 作成済み申告書の提出は、2月8日(月)から受け付けます。

◆ **申告の際に持参するもの** 1ページの「平成28年度住民税の申告の際に持参するもの」と同じです。また、平成26年分の確定申告書の控えを持参してください。

◆ **郵送による受付** 申告書に該当する事項を記入し、源泉徴収票・事業主の支払証明・収支内訳書などの必要書類を添付し、青梅税務署へ郵送してください。

※ 申告書の控えや医療費の領収書の返却を希望する方は、その旨と申告する方の住所・氏名を記入した返信用封筒(切手貼付)を同封してください。

郵送先 〒198-8530 青梅市東青梅 4-13-4 青梅税務署

税務署からのお知らせ

□ 青梅税務署では、土・日曜日、祝日の申告受付は行いません

青梅税務署での確定申告書作成・提出は、平日（月～金曜日）のみとなります。土・日曜日、祝日は受け付けていません。注意してください。
なお、2月21日(日)と28日(日)に限り、立川税務署で申告書の作成・提出会場を開設します。

□ 駐車場が利用できません

2月1日(月)から3月31日(木)までの間、青梅税務署の駐車場は、身体障害者用車両を除いて利用できません。車で来署する際は、近隣のコインパーキングなどを利用してください。

□ 公的年金受給者の申告

平成23年分以後の各年分について、公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、その年分の公的年金などに係る雑所得以外の所得金額の合計額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。ただし、この場合でも所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

所得税の確定申告が不要な場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。

□ e-Tax を利用しましょう

インターネットを利用した申告書の作成や提出ができます。詳しくは、国税庁ウェブサイトまたはe-Tax作成コーナーヘルプデスク(☎0570-011590-1)で確認してください。

作成や提出ができます。

利用には事前の準備が必要です。詳しくは、国税庁ウェブサイトまたはe-Tax作成コーナーヘルプデスク(☎0570-011590-1)で確認してください。

※インターネットで確定申告書を送信する際は、「電子証明書」が必要です。

※電子証明書は、1月から交付される個人番号カードに搭載されますが、交付に時間を要する場合があります。

※住民基本台帳カードに搭載された電子証明書を持っていない方は、その電子証明書の有効期限まで利用可能です。

※国税庁ウェブサイトでも申告書を作成・印刷し書面で提出できます(事前準備不要)。

□ 昨年電子申告を利用した方へ

平成26年分の申告で電子申告(電子送信)だけでなく、国税庁ウェブサイトなどで作成し、書面で提出した場合を含む)を利用した方には、申告書を送付しません。平成27年分の確定申告も、引き続き電子申告を利用してください。

□ 所得税の申告と納税は3月15日(火)までに!

期限が近くなると税務署の窓口は大変混雑します。早めに申告してください。納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかる場合があります。

問合せ 青梅税務署

☎0428-22-3185 (代表)

要支援・要介護の方および要支援・要介護の方を介護している方へ

確定申告手続きに係る認定書を発行しています

市では、市内に住所を有する身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上の方で、要介護認定された方などに、障害の程度により障害者控除対象者認定書を発行しています。

住民税や所得税の申告の際に、この認定書を添付することで、本人またはその扶養者が、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

■ 控除の対象(控除区分・要介護認定結果などによる区分)

□ 障害者控除 障害状態にあり、日常生活自立度がランクAの方/認知症であり、日常生活自立度がIIまたはIIIの方

□ 特別障害者控除 障害状態にあり、日常生活自立度がランクB以上の方/認知症であり、日常生活自立度がIV以上の方/寝たきり状態である方

■ 日常生活自立度の目安

ランクA	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない
ランクB以上	屋内での生活に何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体である
II・III	日常生活に必要な意思疎通に、困難さが多少見られる
IV以上	日常生活に必要な意思疎通に、困難さが頻繁に見られる

■ 申請できる方

本人とその家族(扶養している方)

※ 介護度・日常生活自立度など、個人情報に関する問合せに電話で答えることはできません。

※ 「障害者控除対象者認定書」は市役所1階高齢福祉介護課高齢福祉係で発行します。

問合せ

☎177 高齢福祉介護課高齢福祉係